

令和5年度新商品・地域サービス開発事業助成金交付要綱

公益財団法人さんりく基金

(目的)

第1条 新商品・地域サービス開発事業への助成金の交付に関し、要綱を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県北地域 二戸市、一戸町、軽米町及び九戸村の地域をいう。
- (2) 沿岸地域 宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。
- (3) 事業者等 県北地域及び沿岸地域に所在する次に掲げるものをいう。
 - ①個人事業者
 - ②株式会社及び有限会社
 - ③事業協同組合、企業組合及び合同会社
 - ④NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会、任意団体
 - ⑤その他代表理事が認める団体

(助成対象者・助成対象事業・助成要件)

第3条 助成対象者・対象事業・助成要件は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象者
県北地域又は沿岸地域に事務所を置く事業者等
 - (2) 助成対象事業
県北沿岸地域の地域資源（農林水産物や観光資源など）を活用した取組や、地域の特性や課題を起点とした次の取組
 - ア 新商品の企画開発（但し、製造する商品は試作品に限る。）
 - イ 観光客の受入態勢整備
 - ウ 持続可能な地域づくりのための新たなサービスの企画開発
 - エ 上記ア～ウにより開発した商品の販路開拓やサービスの利用促進（宣伝・周知ツール作成、イベント等への出展活動等）
 - (3) 助成要件
助成限度額 50万円
- 2 助成対象経費及び補助率は、前項に掲げる取組を実施するために要する経費で別表に掲げるとおりとする。なお、対象経費は、原則、助成金交付決定の日から事業期間内に支払及び納品が完了した経費とし、交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とする。
- 3 国、県、市町村その他の公共団体及び公共的団体等の助成制度による助成の対象となった経費は、助成対象経費から除くものとする。
- 4 助成金の額の算出は、助成対象経費の合計の5分の4とし、1千円未満は切り捨てる。但し、デザイン費と印刷製本費の合計は、当該経費申請合計額の2分の1以内かつ25万円を上限とする。また、広告宣伝費は、当該経費申請額の5分の4以内かつ15万円を上限とする。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を申請しようとする者は、代表理事が別途指定する期間内に、新商品・地域サービス開発事業助成金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書・事業費積算書（様式第2号）に関係書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 前条の規定に基づく申請があったときは、代表理事は別途定める審査委員会に諮り、その内容を審査したうえで、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 代表理事は、助成金の交付決定をしたときは、新商品・地域サービス開発事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しない旨の決定をした場合においては新商品・地域サービス開発事業助成金不採択通知書（様式第4号）により申請者に対し通知するものとする。

（計画の変更の承認）

第6条 助成事業者は、事業内容の変更等をしようとするときは、あらかじめ新商品・地域サービス開発事業変更承認申請書（様式第5号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

（助成事業の完了）

第7条 助成事業者は、助成事業が終了したときは、新商品・地域サービス開発事業実績報告書（様式第6号）、事業経費決算書（付表）及び新商品・地域サービス開発事業助成金請求書（様式第7号）に関係書類を添えて、速やかに代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の規定に基づく請求があった場合は、それを審査し、交付すべきと認めるときは、助成金を速やかに交付するものとする。

（助成事業の中止等）

第8条 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ新商品・地域サービス開発事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

（交付の決定の取消）

第9条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第7条第1項の手続きを行わず、開発した商品を販売（試験販売を含む。）、サービスの提供を開始したとき。
- (4) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第10条 助成事業者は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、代表理事の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第6条の規定による計画変更及び第8条の規定による助成事業の中止又は廃止をした場合についても準用する。

（補 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この要項は、令和5年2月24日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費科目	内容	補助率	備考
謝金・旅費	専門家（アドバイザー等）謝金・旅費、 事業従事者旅費	4/5 以内	謝金は、実績報告の際に、専門家の指導を受けた事が分かる書類（指導内容等のレジュメ、指導を受けた際の写真等）が必要。旅費は、公共交通機関等の実費相当額とする。
材料費	商品試作やサービス開発に要する材料 購入費等	4/5 以内	必要最小限に限る。
外注費	食品等の外注加工費等、専門的な技術 を要する作業委託費や翻訳費等	4/5 以内	
検査分析費	放射能検査費、成分検査費、細菌検査 費、データ分析等	4/5 以内	
デザイン費	ラベル、パッケージ、チラシ等のデザ イン費（※）	合 計 額 の 1/2 以内か	
印刷製本費	ラベル・パッケージ等の印刷費、チラ シ・リーフレット等の印刷費（版代を 含む）等（※）	つ25万円以 内	ラベル・パッケージ等の 試作は 200 個を上限と する。チラシ・リーフレ ットは 1,000 枚を上限 とする。上限を超えて作 成するものについては、 対象外とする。
広告宣伝費	のぼり、販促物、新聞広告代、HP制 作、PR動画、コンテンツ等作成費、 商品撮影料等（※）	4/5 以内か つ15万円以 内	商品となるデジタルコ ンテンツ（アプリケーシ ョン、マップ、映像、動 画等）の開発は、素材収 集や情報収集の範囲に 限る。
出展料	商談会・展示会等の出展料	4/5 以内	
モニター調査費	体験プログラム、サービスメニュー開 発にかかる調査費等	4/5 以内	

賃借料	サービス導入に向けた検証や試験導入等に要する機器類のリース代、システム等の利用料及び会場・施設使用料	4/5 以内	事業期間内の利用に限る。
その他特に必要と認められる経費		4/5 以内	

※新商品・地域サービスの周知に係る広告物等を作成する場合には、当財団から助成を受けていることを表示すること。